

2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社テノ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 池内 比呂子
(コード番号：7037 東証第一部・福証)
問合せ先 取締役 吉野 晴彦
(TEL. 092-263-3550)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2022年2月14日）開催の取締役会において、定款一部変更の件を、2022年3月24日開催予定の第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 保育施設経営並びに企画・運営 2. 認可保育施設経営及び一時預かり事業の経営並びに企画・運営 3. ベビーシッターの請負サービス 4. ハウスクリーニングサービス 5. 介護サービス 6. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 保育施設経営並びに企画・運営 2. 認可保育施設経営及び一時預かり事業の経営並びに企画・運営 3. ベビーシッターの請負サービス 4. ハウスクリーニングサービス 5. 介護サービス 6. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業

<p>7. 有料職業紹介事業 (新 設) 8. 前各号の人材育成並びにコンサルティング 2 (記載省略)</p>	<p>7. 有料職業紹介事業 8. 結婚仲介業、結婚紹介業、結婚相談所の経営 9. 前各号の人材育成並びにコンサルティング 2 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附 則) 1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年3月24日(木曜日)

定款変更の効力発生日

2022年3月24日(木曜日)

以 上